

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 4 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600939号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700014号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額に係る記録を38万3,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成18年12月12日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2006年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答における賞与額から、38万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600700号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に私の被保険者記録を確認したところ、A社在職時の厚生年金保険の被保険者期間について、資格喪失日が月末となっているために、当該被保険者期間が1か月短くなっていることに気付いた。B社に確認したところ、私のA社退職日は、昭和49年7月31日であり資格喪失日は同年8月1日となること、請求期間当時、従業員が退職月の厚生年金保険料の控除を希望しない場合は、資格喪失日を月末として届け出る取扱いを行っていた旨の回答であったが、私は、退職月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「社員台帳」及び雇用保険の加入記録並びに同法人から提出された「健康保険・厚生年金保険・雇用保険被保険者台帳」に、請求者の退職日は昭和49年7月31日の記載が確認できることから、請求者が請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者に係る関係資料を保管していないため、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明と回答している。

また、A社の請求期間当時の社会保険担当者は、月末に退職する者の厚生年金保険料の控除に関する取扱いについて、退職月の厚生年金保険料を給与から控除することを希望しない者には、退職日を資格喪失日として届け出る取扱いの説明を行っていた旨回答しており、請求者と同日に被保険者資格を取得し、請求者と同様に月の初日以外の日被保険者資格を喪失している同僚に照会を行ったところ、複数の者が、同法人から退職月の厚生年金保険料の控除に関して説明を受けたと回答している。

さらに、請求者は厚生年金保険料の給与からの控除が確認できる給与明細書等の資料を保管

しておらず、上記同僚についても退職月の給与明細書を所持している者はいないことから、A社における請求期間当時の退職月に係る厚生年金保険料の給与からの控除に係る取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600762号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700016号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和36年4月1日から昭和40年10月15日まで
② 昭和41年8月1日から昭和44年5月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者期間が昭和40年10月15日から昭和41年8月1日までとなっているが、同社には昭和36年4月1日から昭和44年4月30日まで正社員として勤務しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間も厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の主張を踏まえ、請求期間①当時にA社に勤務していた複数の同僚の陳述及び請求者の卒業した高校から提出された「証書台帳」に記された日付等を勘案すると、請求者が、昭和37年4月頃から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者が、過去に従業員として同社に勤務していたことは承知しているが、請求期間当時の代表取締役は既に死亡しており、関係資料等も保管しておらず、請求者の同社における在職期間及び請求者に対する厚生年金保険の適用状況については不明である旨回答している。

また、上記複数の同僚に対して、A社における請求者の厚生年金保険料の給与からの控除について照会を行ったが、これについて具体的な回答は得られず、請求者が、請求期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、請求期間①においては、A社に係る雇用保険の適用年月日は昭和42年10月1日であることから、請求者に係る雇用保険被保険者記録は確認できないほか、請求期間①における同社の厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保

険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番もない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A社に勤務していた従業員と結婚し、昭和41年*月に出産したが、その後も継続して同社に勤務し、昭和44年4月に夫と一緒に退職してB県にある別の事業所に転職した旨及び出産後の勤務形態については、出産前と異なり午前10時頃から午後2時か3時頃まで週3日か4日程度であった旨陳述しているところ、請求者が、厚生年金保険法に規定する被保険者たる要件を満たしていたかについては不明であり、請求者の元夫に係る厚生年金保険の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年8月1日であり、その後に勤務した上記B県の別の事業所における資格取得日は同年8月8日であることが確認できる。

また、請求期間②当時にA社に勤務していた複数の同僚に対して、A社における請求者の厚生年金保険料の給与からの控除について照会を行ったが、これについて具体的な回答は得られず、請求者が、請求期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、A社における請求者の雇用保険の加入記録は見当たらないほか、請求期間②における同社の厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番もない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。